

鶴見大学施設・設備等における撮影に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「鶴見大学施設・設備等の学外者使用規程」第3条第2項の規定に基づき、鶴見大学の施設・設備等における撮影に関する事項を定める。

(使用許可)

第2条 使用用途が撮影の場合には、本学の授業、研究、行事及び課外活動上支障のない場合に限って、本学の広報活動の一環になると判断されるものについて許可することとする。

2 撮影日程及び撮影施設は事前に相談の上、決定することとする。

(使用時間)

第3条 施設・設備等の使用時間は原則として、午前9時から午後8時までとする。

(使用手続)

第4条 申請は、使用団体代表者又は使用責任者が本学所定の用紙に必要事項を記入のうえ、事業推進課長を経て、学長に提出し、使用許可を得なければならない。

2 申請は、原則として使用予定日の2週間前までに行うものとする。

(使用許可の取り消し)

第5条 使用許可後、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことがある。

(1) 本学において授業、課外活動、その他緊急使用の必要が生じたとき。

(2) 申請書に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき。

2 使用者の都合により使用許可の取り消しを求める場合は、使用予定日の1週間前までに事業推進課(夜間及び休日は守衛室)へ申し出なければならない。

(使用料)

第6条 使用を許可したときは、別表Iの定めるところによる施設使用料を、使用后1週間以内(納期限が土・日曜日、祝日にあたるときはその翌日までとする。)に本学指定の口座へ納入しなければならない。

2 撮影現場の設営及び撤去に要する費用は、使用者の負担とする。

3 使用料については、税法に定められた消費税を附して請求するものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は撮影に際して、「鶴見大学施設・設備等の学外者使用規程」第8条の他、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 公序良俗に反するまたは、撮影内容が本学の信用あるいはイメージを損なうものでないこと。

(2) 撮影を許可された施設等以外には立ち入らないこと。

(3) 撮影に際して施設、設備、土地、外構等の形状等の改変を行わず、撮影現場の現状復帰は使用者が責任を持って行うこと。万が一、損害が生じた場合は賠償すること。

(4) 使用者及び使用者に関連する者が第三者に与えた損害は、使用者の責に於いて全て賠償すること。

(5) 撮影にあたり、事故やトラブル、所有権・著作権等法令上の問題などが生じた場合は、使用者が全ての責任を負うこと。

(6) 撮影で発生したゴミ・不用品類は全て使用者側が持ち帰ること。

(7) 車両は事前に相談の上、指定された場所に駐車すること。

(8) 撮影等に伴う成果物を本学に寄贈すること。

(9) 原則として本学の名称をクレジット表記すること。

(10) 本学ホームページで撮影協力について広報することを許可すること。

(その他)

第8条 鶴見大学の施設・設備等以外の学校法人総持学園が所有する施設・設備等については、本細則に準ずるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 I 撮影料金 (税込)

ムービー (動画撮影)	1 時間あたり 38,500 円
スチール (写真撮影)	1 時間あたり 27,500 円